

94 公立高等学校、大学予科、専門学校筆答試問に関する  
件に付公立大学予科等へ通牒 [昭和二十年一月]

発専七号  
裁決定 1月10日 文書課長  
送 発  
月 日 起案者  
(注記1)

昭和二十八年一月八日起案  
(抹消)

理事官

監理課長

大学教育課長

専門教育課長

教学官

(関口)

(印)

(内山)

(印)

(飯塚)

(印)

(香山)

(印)

(斎藤)

(印)

(武田)

(印)

(糸魚川)

(印)

(植)

(印)

(注記2)

(中田)

(印)

(印)

年月日

局長

公立高等学校、<sup>(加筆)</sup>公立大学予科、<sup>(加筆)</sup>公立専門学校長宛

公立高等学校、大学予科、専門学校筆答試問

実施ニ関スル件

(注記3) 標記ノ件ニ関シテハ種々御配意ノコトト存ゼラルルモ左記事項

御了知ノ上可然御取計相成度

記

一、筆答試問ノ問題ハ試問中空襲アリタルトキハ中止無効トス  
ベキ場合アルヲ以テ予備問題ヲ準備シ置クコト

(下 札)

尚問題ハ全試問時間ヲ適當ニ分割シ回数実施シ得ル様作成スルヲ便宜ト認メラルルニ付為念

二、筆答試問ハ警報発令アリタル場合ハ左ノ方針ニ基キ学校ニ於テ臨機ノ措置ヲ為スコト

(一)警戒警報発令中ニシテ特ニ退避等ノ必要ナキ場合ハ試問ヲ行フコト

(二)空襲中ハ試問ヲ行ハザルコト

三、所定ノ日(第一期施行学校ハ一月二十三日、第二期施行学校ハ二月二十一日、<sup>(抹消)</sup>第三期施行学校ハ三月二十三日)筆答試問ノ全部又ハ一部ヲ実施シ得ザルトキハ左ニ依リ措置スルコト

(一)未了ノ分(試問中空襲ノ為中止シタル分ヲ含ム)ハ翌日之ヲ行フコト

(二)右翌日該当日ニ於テ尚筆答試問ノ全部又ハ一部ヲ実施シ得ザルトキハ未了ノ分ヲ其ノ儘トシテ筆答試問ヲ打切ルコト

四、筆答試問中止ノ場合答案処理ニ付テハ左ノ方針ニ依リ臨機ノ措置ヲ為スコト

(一)筆答試問中止ノ場合ハ当該時間ノ答案ニ限り之ヲ無効トシ実施済ノ答案ハ有効トスルコト

(二)筆答試問ノ一部ヲ実施シ他ヲ打切りタル場合ハ実施済ノ分ヲ以テ筆答試問ノ全部ト看做シ適當ニ之ヲ採点スルコト

(三)筆答試問ノ全部ヲ実施シ得ザルトキハ口頭試問、身体検査ノ結果並ニ調査書等ヲ綜合シテ合否ヲ判定スルコト

五、空襲事故等ノ為受験者ガ已ムヲ得ズ遅刻シタル場合ハ事情

ヲ勘酌シ成ルベク受験者ニ不利ヲ来サシメザル様適當ノ措置ヲ為スコト

(六)以上三掲ゲタル以外ノ特別事項、突発事項ニ付テハ学校ニ於テ機宜ノ処置ヲ執ルコト

(七)本件実施後ハ其ノ情况ヲ本省ニ報告スルコト

六、第二次銓衡ハ空襲等ノ事故アリタル場合ト雖モナルベク所定期間内ニ之ヲ完了スル様措置サレタキコト止ムヲ得ズシテ順延スル場合ニ於テモ二日ヲ限度トスルコト

(注記1)

「主務」

(注記2)

「記録掛 22・10・31 受領」

(注記3)

「一五」(簿冊内件名番号)

(下札)

①種別

(抹消)「わ」

②種別

(抹消)「わ」

③種別

(抹消)「わ」

④種別

(抹消)「わ」

⑤種別

(抹消)「わ」

⑥種別

(抹消)「わ」

〔自昭18年至昭20年 学生生徒総規  
第7冊〕文部省② 3A.32—6.2456